

別表（第3条関係）

事業区分	補助事業者 (事業実施主体)	補助対象経費	補助率	補助上限額	補助要件
次世代型 ハウス省 エネルギー設備 等導入推 進事業	農業者 農業法人 農業者が組織する団体	<p>次世代型ハウスを活用した農業経営において、高効率化・省エネルギー化・低コスト化に資すると認められる先進的設備等の整備に要する経費</p> <p>(1) 太陽光発電設備・蓄電池 (2) 高効率コージェネレーションシステム (3) 水熱源ヒートポンプ (4) 高効率化・省エネルギー化・低コスト化に資すると知事が認める先進的設備 (5) 上記(1)～(4)と一体的に導入することで、高効率化・省エネルギー化・低コスト化に資すると知事が認める設備等</p> <p>※先進的設備とは、県内での導入事例がない又は極めて少ない設備のことをいう。</p>	3分の2以内	1,500万円／事業者	<p>以下の①～③のいずれかの目標を目指す計画を策定すること。</p> <p>①エネルギー使用量を10%以上削減 ②生産又は販売にかかる経費を10%以上削減 ③生産量を5%以上増加</p> <p>※①②については収量当たりのエネルギー使用量又は経費の削減も可能とする。</p>
		<p>次世代型ハウスを活用した農業経営において、高効率化・省エネルギー化・低コスト化につながると認められるハウス構造への変更に要する経費</p> <p>※他の補助事業での支援の対象とならない事業に限る。</p>	3分の1以内	333,000円／10a	

(注) ・補助対象経費には、当該事業実施のために必要となる配管・配電等の工事費及び設置搬入費等を含むものとする。  
 ・導入する設備等で発電した電力は専ら補助施設において消費することとし、余剰電力を売買しないこと。  
 ・算出された補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。